

牛久葬儀社 無料会員規約

■第1条（会の目的）

牛久葬儀社無料会員の趣旨に賛同し入会した会員及び2親等以内の親族（以下「会員等」という）に対し、特典を提供し葬儀施行における利便を図り、会員等の経済的・精神的負担を軽減することを目的とします。

■第2条（会員の資格）

- 1.本規約に賛同し、会員規約を承認のうえ、牛久葬儀社（以下、「当社」という）が入会を認めた方とします。
- 2.入会できる年齢は、満20歳以上の方とします。

■第3条（入会手続）

- 1.入会には、自署による入会申込書の提出が必要です。
- 2.当社は、入会申込書に基づき所定の契約手続を行い、会員に対し「会員証」を交付します。なお、申込日から14日以内に会員証が届かない場合は、牛久葬儀社無料会員相談窓口へご連絡ください。
- 3.第6条に定める割引特典を受けるためには、特典対象者（入会者と異なる場合もあります）が死亡する前に入会申込み手続きを完了している必要があります。
- 4.会員が反社会的勢力に該当することが判明した場合には何らの催告をせず、会員資格を喪失するものとします。

■第4条（途中退会）

本会は、会員の申出により退会することができます。退会には、自署による退会届の提出が必要となります。

■第5条（告知義務違反による会員資格の喪失）

入会申込の際、申込者または会員が故意または重大な過失により事実を告知しなかったか、もしくは入会申込書に事実でないことを記載した場合は会員資格を喪失します。

■第6条（会員等の特典）

会員等は、会員証の提示もしくは当社への会員であることの申出により、葬儀料金の割引の特典を受けることができます。

■第7条（特典の利用・適用範囲）

- 1.会員本人及び2親等以内の親族が特典を利用できます。
- 2.会員特典がご利用できる葬儀会館は、「こころ斎苑牛久」「こころ斎苑SOU取手」及び当社指定地域内の「公営斎場」とします。
- 3.各種割引特典との重複利用はできません。

■第8条（会員等の特典が受けられない場合）

次の場合は、第6条に定める会員等の特典が受けられないことがあります。

- 1.第3条4、第5条のいずれかにより会員資格を喪失したとき。
- 2.会員であることが確認できないとき。
- 3.対象地域外または天変地異等特殊な事情により当社が葬儀施行の提供ができないとき。

■第9条（変更事項の届出）

- 1.会員は、住所その他の入会申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに当社に届けるものとします。
- 2.変更事項の届出を怠った場合は、当社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過したときに加入者に到達したものとみなします。
- 3.届出がない場合、会員等の特典が受けられないことがあります。

■第10条（会員証の再交付）

- 1.会員は、会員証を紛失または毀損した場合は、当社への申し出により再交付を受けることができます。
- 2.再交付後の旧会員証は無効となります。

■第11条（本規約の変更）

当社は、会員から個別に承諾を得ることなく本規約を変更することができ、会員はあらかじめこれを承諾します。本規約は当社ホームページにて随時閲覧が可能です。